津波及び洪水に関する

避難確保計画

施設名：

令和　　年　　月　　日作成

（令和　　年　　月　　日改訂）

第１章　計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）第７１条第１項及び水防法（昭和24年6月4日）法律第193号）第１５条の３第１項に定める「避難確保計画」に適合するものであり、津波及び洪水からの円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

なお計画を作成したときは、遅滞なく、当該計画を市へ提出するものとし、必要に応じこれを更新し、重要部分において変更があった場合は、市へ再提出する。

第２章　計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

第３章　防災体制

【津波】

《津波到達時間が短い場合（南海トラフ地震等）》

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | ・緊急地震速報 | 津波情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | ・津波注意報発表 | 津波情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 避難の準備 |  |
| ・使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| ・利用者家族への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| ・周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 非常体制 | ・避難勧告等の発令・津波警報、津波特別警報（大津波警報）発表 | 避難誘導 | 避難誘導要員をはじめ全職員 |

《津波到達時間が長い場合（チリ地震等の遠地地震）》

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | ・緊急地震速報・津波注意報発表 | 津波情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | ・津波警報発表 | 津波情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 避難の準備 |  |
| ・使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| ・利用者家族への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| ・周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 非常体制 | ・避難準備・高齢者等避難開始等の発令・津波特別警報(大津波警報)発表 | 避難誘導 | 避難誘導要員をはじめ全職員 |

【洪水】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員(注) |
| 注意体制 | ・洪水注意報発表・○○川氾濫注意情報発表 | 気象情報、水位情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | ・洪水警報発表・○○川氾濫警戒情報発表　 | 気象情報、水位情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 避難の準備 |  |
| ・使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| ・利用者家族への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| ・周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 非常体制 | ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 | 避難誘導 | 避難誘導要員 |
| ・○○川氾濫危険情報発表・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 | 避難完了 | 全職員 |

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

第４章　情報収集及び伝達

１．情報収集

（1）収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 津波情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール、防災行政無線 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、防災行政無線 |
| 洪水予報、水位到達情報 | テレビ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール |
| 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） | 防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール |

（2）停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

２．情報伝達

（1）別紙○「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、津波情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

（2）警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、利用者家族に対し、「非常体制に移行した場合には●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。（ただし津波の場合は、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。）

（3）非常体制に移行した場合には、○○○○（連絡先（法人の運営本部等））に「これより●●●●（避難場所）に避難する」旨を連絡する。

（4）非常体制に移行した場合には、利用者家族に対し、「非常体制に移行したので、●●●●（避難場所）へ避難する。利用者の引き渡しは●●●●（避難場所）において行う。引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。（ただし津波の場合は、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。）

（5）避難の完了後、利用者に対し、「避難が完了。これより●●●●（避難場所）において利用者の引き渡しを行う」旨を連絡する。

第５章　避難誘導

【津波】

１．避難場所

以下のとおり津波の浸水想定を鑑み、目標避難場所を設定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 南海トラフ巨大地震（マグニチュード９．１）による津波想定 | 本施設で想定される浸水の高さ |
| ●階までの浸水（〇～〇ｍ） |
| 津波からの避難場所 | 第１目標 | ○○○（○○町○○） |
| 第２目標 | 施設内○棟○階○○室 |

第２目標･･･浸水状況や利用者の健康状態等により第１目標に避難する時間的余裕のない場合に目標とする避難場所のこと

２．避難経路

◇避難場所までの避難経路については、別紙○「避難経路図」のとおりである。

◇施設内の避難経路については、別紙○「施設内避難経路図」のとおり（但し、停電時にはエレベーターが停止することに留意する）。

３．避難方法

◇避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

◇日頃より、避難場所（施設外と施設内）や避難経路を施設内に掲示し、利用者や周辺住民に周知しておく。避難場所に誘導するときは、避難場所及び避難経路について、声をかけながら誘導する。

◇施設外へ避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。

◇津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

◇避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

◇津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

◇浸水のおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

４．施設周辺や避難経路の点検

(1)施設周辺の点検

◇避難場所に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

◇施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

(2)避難経路の点検

◇避難場所までの避難経路を確認するとともに、地震でブロック塀等が倒壊し、移動が困難になる恐れのある箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

【洪水】

１．避難場所

以下のとおり洪水の浸水想定を鑑み、目標避難場所を設定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 想定最大規模降雨による洪水想定 | 対象河川 | 本施設で想定される浸水の高さ |
| ○○川 | ●階までの浸水（〇～〇ｍ） |
| 洪水からの避難場所 | 第１目標 | ○○小学校（○○町○○）○○棟 |
| 第２目標 | 施設内○棟○階○○室 |

第２目標･･･浸水状況や利用者の健康状態等により第１目標に避難する時間的余裕のない場合に目標とする避難場所のこと

２．避難経路

◇避難場所までの避難経路については、別紙○「避難経路図」のとおりである。

◇施設内の避難経路については、別紙●「施設内避難経路図」のとおり（ただし、停電時にはエレベーターが停止することに留意する）。

３．避難方法

◇避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

◇施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。

◇避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

◇避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

◇避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

◇避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

◇浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

４．施設周辺や避難経路の点検

(1)施設周辺の点検

◇避難場所に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

◇施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

(2)避難経路の点検

◇避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる恐れのある箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

第６章　避難の確保を図るための施設の整備

◇情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりとし、日頃からその維持管理に努めるものとする。

◇この他、停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具 |
| うち、施設固有のもの | 大人用紙おむつ、常備薬 |

第７章　防災教育及び訓練の実施

１．防災教育

施設管理者は、警戒避難体制に関して、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や早期避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

◇津波の特性

◇河川洪水の特性

◇情報収集及び伝達体制

◇避難判断・誘導

◇本避難確保計画の周知

２．訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め本避難確保計画の内容を把握するため行う。

◇訓練内容

◇情報収集及び伝達

◇避難判断

◇避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

その他、家族への引渡し訓練（注１）や従業員非常参集訓練（注２）等、施設の体系にあわせた訓練内容を検討し、実施する。

（注１、２：家族への引渡し訓練は通所施設向き、従業員非常参集訓練は入所施設向き）

３．訓練の実施時期

訓練は、下記について年間概ね○回行う。

◇新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。

◇全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を実施する。

◇洪水を想定した訓練については、出水期前（6月まで）に実施する。